

○四国地方整備局告示第84号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定に基づき次のとおり告示する。

平成27年7月7日

四国地方整備局長 石橋 良啓

第1 起業者の名称 高知県

第2 事業の種類 川北・伊尾木地区津波緊急避難塔建設工事

第3 起業地

1 収用の部分 高知県安芸市川北字北門及び字新町並びに伊尾木字鰈地東、字東前久保及び字ホヲノスカ地内

2 使用の部分 高知県安芸市川北字北門及び字新町並びに伊尾木字鰈地東、字東前久保及び字ホヲノスカ地内

第4 事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

1 法第20条第1号の要件への適合性

申請に係る事業は、高知県安芸市川北地内及び伊尾木地内に整備する「川北・伊尾木地区津波緊急避難塔建設工事」（以下「本件事業」という。）である。

本件事業において整備する施設は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「災対法」という。）第4条及び高知県南海トラフ地震による災害に強い地域社会づくり条例（平成20年高知県条例第4号。以下「県条例」という。）第6条の規定に基づき、地震による津波から住民の生命を守るために緊急的かつ一時的な避難施設として高知県が設置するものであり、その施設整備を行う本件事業は、法第3条第32号に掲げる地方公共団体が設置する公共の用に供する施設に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

2 法第20条第2号の要件への適合性

本件事業の起業者である高知県は地方公共団体として、地震による災害の発生を防止するため、災対法第40条により作成された高知県地域防災計画及び県条例第43条により作成された高知県南海トラフ地震対策行動計画において津波緊急避難塔の整備を進めることとしており、また本件事業に必要な予算措置も講じていることから、起業者である高知県は本件事業を遂行する十分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

3 法第20条第3号の要件への適合性

(1) 得られる公共の利益

安芸市は、高知県東部に位置する総面積317.4km²、人口18,458人（平成27年3月末現在）の市であり、南を土佐湾に面した18.6kmの海岸線を有しており、その海岸線に並行する一般国道55号沿いを中心とした東部最大の市街地を形成している。

本件事業を実施することとしている地域は、二級河川安芸川と二級河川伊尾木川に挟まれた川北地内と二級河川伊尾木川の東側の海岸線沿いに位置する伊尾木地内であり、標高3ないし8mである。

高知県において甚大な被害が予想される南海トラフ地震は、今後30年以内に70%程度の確率で発生すると予測されているが、平成24年8月に内閣府が公表した「南海トラフの巨大地震による津波高・浸水域等（第二次報告）及び被害想定（第一次報告）」を基に、同年12月に高知県が公表した「【高知県版第2弾】南海トラフ巨大地震による震度分布・津波浸水予測」に基づいて、津波到達想定時間から避難開始時間（地震による揺れ及び避難準備に要する時間）及び要援護者への対応などに要する時間を除く時間内に既存の避難場所や浸水の影響のない高台への避難の可否の検討を高知県が行った結果、本件起業地の周辺には1,000名を超える避難を完了できない住民等が出る可能性のある地域（以下「本件津波避難困難地域」という）が存することが確認された。

本件事業の起業地は、本件津波避難困難地域の1,000名を超える住民等の生命を守る重要な一時避難施設として、川北地内及び伊尾木地内にそれ

ぞれ3基の津波緊急避難塔を整備するもののうち川北地内の1基を除いたものであり、それぞれの津波緊急避難塔の収容規模は、避難完了できないとして推計されている上記の人数から見ても適正なものである。

本件事業の完成により、南海トラフ巨大地震による津波から本件津波避難困難地域の住民等の緊急的かつ一時的な避難が可能となり、津波から人命を守り、地域住民の安全性の確保に寄与するものと認められる。

なお、本件事業が生活環境に及ぼす影響については、起業者は、工事実施において、低騒音・低振動型機械を使用するなど、周辺的生活環境に配慮することとしている。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

(2) 失われる利益

本件事業は、環境影響評価法（平成9年法律第81号）及び高知県環境影響評価条例（平成11年高知県条例第5号）により、環境影響評価の実施を義務づけられた事業ではないが、起業者の調査によると、本件事業地内においては、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）及び文化財保護法（昭和25年法律第214号）により、起業者が保護のため特別の措置を講ずべき動植物、文化財等は見受けられない。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

(3) 事業計画の合理性

本件事業の起業地の選定に当たっては、起業者が選定した三つの候補地について、各基ごとに、津波緊急避難塔の位置、避難路の安全性、起業地の規模及び事業費等を考慮し、社会的、経済的及び技術的観点から総合的に検討した結果、申請案が最も適切なものと認められる。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益を比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与す

るものと認められるので、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

4 法第20条第4号の要件への適合性

(1) 事業を早期に施行する必要性

3(1)で述べたように、本件事業が実施される川北地内及び伊尾木地内においては、津波からの避難場所の確保が必要とされているところ、近い将来南海トラフ地震による津波発生が想定されていることから、できるだけ早期に本件事業の完成を図る必要があると認められる。

したがって、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

(2) 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、すべて本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられ、それ以外の範囲は使用としていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

5 結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断される。